

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第3回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和3年10月22日（金） 午前10時00分から午後0時15分

2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 委員会室

3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員

4 傍聴人数 0人

5 次 第

(1) 会長あいさつ

(2) 報 告

① 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【こども部 こども・青少年課】

② 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【健康福祉部 生活援護課】

③ 令和3年9月議会における個人情報保護条例の一部改正について

【総務部 総務課】

④ 令和3年改正個人情報保護法について

【総務部 総務課】

(3) その他

① 審査会会議録の在り方について

【事務局】

6 議事要旨

(1) 報告

① 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【こども部 こども青少年課】

(担当課から報告)

会 長 もともと持ち出しは禁止だったのか。

担当課 個人情報に当たるので禁止しており、機会を捉え指導していたが不徹底だったので、すべての職員に対して通知を行い、今後研修も行う予定である。

会 長 持ち帰らないと自宅で保育内容を検討できないようだが大丈夫なのか。

担当課 子供が来る前にも勤務時間があるので、そういった時間を利用して検討するよう指導している。

委 員 身近にも会計年度の方がいるが、正規の方と違い残業ができないので、持ち帰りは必須というような話を聞く。これは良くないとは思いますが、根本的に仕組みを変えないとなくなるのではないのか。

会 長 現実の就業形態からすると持ち帰りを防げるかという疑問だと思う。ほかには方法はないか、検討が必要だ。

会 長 他に質問はないか。では、本件については以上でよろしいか。

(全員了承、担当課退室)

② 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【健康福祉部 生活援護課】

(担当課から報告)

委 員 同姓同名の人は結構いるが、生年月日を必ず確認するようにはどうか。

担当課 個人の特定に当たっては氏名、住所、生年月日の三点の確認が大原則であり、今回それが十分なされていなかったことについては大いに反省している。とくに当課はデリケートな個人情報を扱っている課であり、個人の特定にあたっては確認を徹底していくことを課として統一していくつもりである。

会 長 Aさんには通常どうやって書類などを渡しているのか。

担当課 病院に管理していただいている。

会 長 そのほかの介護保険料も代理で払い、領収書を発行し、病院で管理してもらっている状態ということか。

担当課 そのとおりである。

会 長 書類を見ると、被保険者番号が違うので、そこで確認するかと思うが、振り分ける人はどうやって渡す人を区別しているのか。

担当課 まず名前で検索し、対象者の生活保護の受給状況と担当ケースワーカーが分かる。その後住所や生年月日が確認できるが、生活保護の現場ではよくあることだが、生活保護は本人が現在住んでいる場所について保護を行うもので、住民登録とは必ずしも一致しないことが多々ある。そのため、ケースワーカーを長くやるほど住民登録に対する意識が低くなるケースがあったのではないかと思う。

会 長 検索すると複数名出る場合、区別して間違えないようにするためには、この場合どうしたらよかったのか。

担当課 二名出てきた場合、二名の生活保護受給者の名前と二名のケースワーカーの名前が出てくる。今後は同姓同名の人がいる場合は、ケースワーカーが確認を徹底するよう指示したいと思う。

会 長 何の確認をすればこの書類は A さんに渡すものである、B さんに渡すものであると区別がつくのか。

担当課 被保険者番号を確認すべきだったと思う。

会 長 被保険者番号は介護保険課に聞かないと分からないのか。

担当課 我々でも分かる。

会 長 被保険者番号を確認すれば誰に渡すべき書類か、どのケースワーカーが担当か分かるということか。

担当課 そのとおりである。

会 長 抽象的な徹底で大丈夫なのかと思ったが、そういうことであれば分かった。ほかには大丈夫か。では報告は承ったということによろしいか。

(全員了承、担当課退室)

③ 令和3年9月議会における個人情報保護条例の一部改正について

【総務部 総務課】

(担当課から報告)

会 長 要は、国の法律が変わって、それに合わせて条文の号や権限が変わったので、それに合わせて変えるという技術的な内容のようである。この件はこれによろしいか。

(全員了承)

④ 令和3年改正個人情報保護法について

【総務部 総務課】

(担当課から報告)

会 長 新聞等でご存じかもしれないが、各自治体でバラバラだった運用を統一するという話だ。審査会への一番の影響は、行政、自治体内の目的外利用等の問題について、法律では原則的に意見を聴かずにやってもよいということになったということだ。行政の中の問題を見る限り、これを見ると審査、監査という意味では後退するということになる。

委 員 目的外提供、目的外利用は県など大きいレベルでは何十、何百もあるので、定型的な答申が可能であればその解釈で全部やっていこうという流れになっている。大和市はかなり丁寧に答申を出しているが、国は、現実的に、各自治体の審査会が判断できる範囲を考慮したのだろう。

会 長 目的外利用等について答申を出すために実施機関に説明責任が生じることに意味があるが、件数の多い自治体はその必要性に疑問を持つことも分かる。また、基準がバラバラだと事業者はやりにくいかもしれない。大和市ではこれまで丁寧に諮問をしてきたが、今後事前に基準に照らして諮問を不要とすると、この審査会の開催頻度は減る。個人情報については住民や議員の意識、関心、運用の厳しさも自治体により異なるので、それに対応した仕組みの検討が必要と感じている。審査請求の仕組みは基本的に維持される。大和市では審査請求は少ないが、審査理由に関する答申や是正を求める勧告については国の個人情報保護委員会が目光らせており、そこに提供することになると思う。

担当課 本件については、審査会には引き続き情報提供をする。令和4年春ごろに詳細な国のガイドラインが出るとのことなので、それについても説明していく。

会 長 この件はこれでよろしいか。

(全員了承)

(3) その他

① 審査会会議録の在り方について

【事務局】

会 長 議事録について、今まで二回ぐらい事務局と相談した。方向については後ほど説明するが、皆さんの意見を伺いたい。事務局からまず説明をお願いします。

(事務局から説明)

会 長 答申の信頼性や公平性が損なわれる、自由闊達な意見交換が妨げられるという

ことが公表する場合の問題である。審査請求については公表すると誤解を招くなど問題が大きいので非公開とするのが原則。他の自治体でも公表しない運用が通常である。公表されなくとも議事録自体は作成すべき、情報公開請求があるからなるべく作らない、あまり簡単なものを作るというのは情報公開の趣旨に反する。だからといって公表可能な簡単なものと公表しない詳細なものの2つを作るとなると事務作業としても大変である。事務局の事務を増やすのは好ましくない。開示請求、公開請求にどう対応するかという面に絞って検討して決めたい。

委員 審査請求については非公開、傍聴不可ということで、議事録も非公開とするのが正しいと考えていた。

委員 公開するのであれば、もう少し専門的な立場で参加できる人間のほうがよいのではないか。今まで市民の立場や経験で話していたが、それでは足りないのではないか。

市民の立場からは要約はありかと思う。黒塗りで嫌な思いをしてきたので、分かりやすい要約は良いのではないか。どのような要約であるかにもよるが。

委員 審議過程を公表しているところもなくはないが、要約というやり方も分からなくはない。

委員 信頼性ということを考えるとちゃんとした議事録を残した方が良いと思う。

以上